

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和8年1月16日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）フレッシュキクチ岩沼東店  
岩沼市押分字与奈53番3 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
フレッシュ株式会社 代表取締役 菊地盛夫  
福島県相馬市中村字宇多川町17番地
- 3 市町村の意見の概要
  - （1）開店時、繁忙期等の混雑が予想される場合は、車両出入口や駐車場内に交通誘導員を配置し、歩行者の安全確保及び来店車両等の円滑な誘導に配慮すること。
  - （2）車両出入口付近での接触事故防止のため、歩行者や自転車の視界確保に留意すること。
  - （3）歩行者等との接触事故防止のため、注意喚起表示等に配慮するとともに、搬入業者にも安全運転を徹底するよう周知すること。
  - （4）出店計画地の東側に接する道路は、小中学校の通学路に指定されているため、児童生徒の登下校時間帯においては、特に安全確保に努めること。
  - （5）万引き、駐車場内における車上荒らし等の犯罪防止のため、防犯カメラの設置や巡回パトロール、照明の工夫、夜間の営業時間外における施錠を徹底するなど、適切な防犯対策に配慮すること。
  - （6）当該店舗が立地する第1種住居地域は、騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法に基づく規制の指定地域であることから、周辺住民に配慮して公害苦情が発生しないよう営業し、周辺住民から公害苦情が発生した場合は誠実に対応すること。
  - （7）周辺の営農に支障のないように調整すること。
- 4 地域住民等の意見の概要  
なし
- 5 縦覧場所  
宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、岩沼市役所及び名取市役所
- 6 縦覧期間  
令和8年1月16日から令和8年2月16日まで（ただし、閉庁日を除く。）